

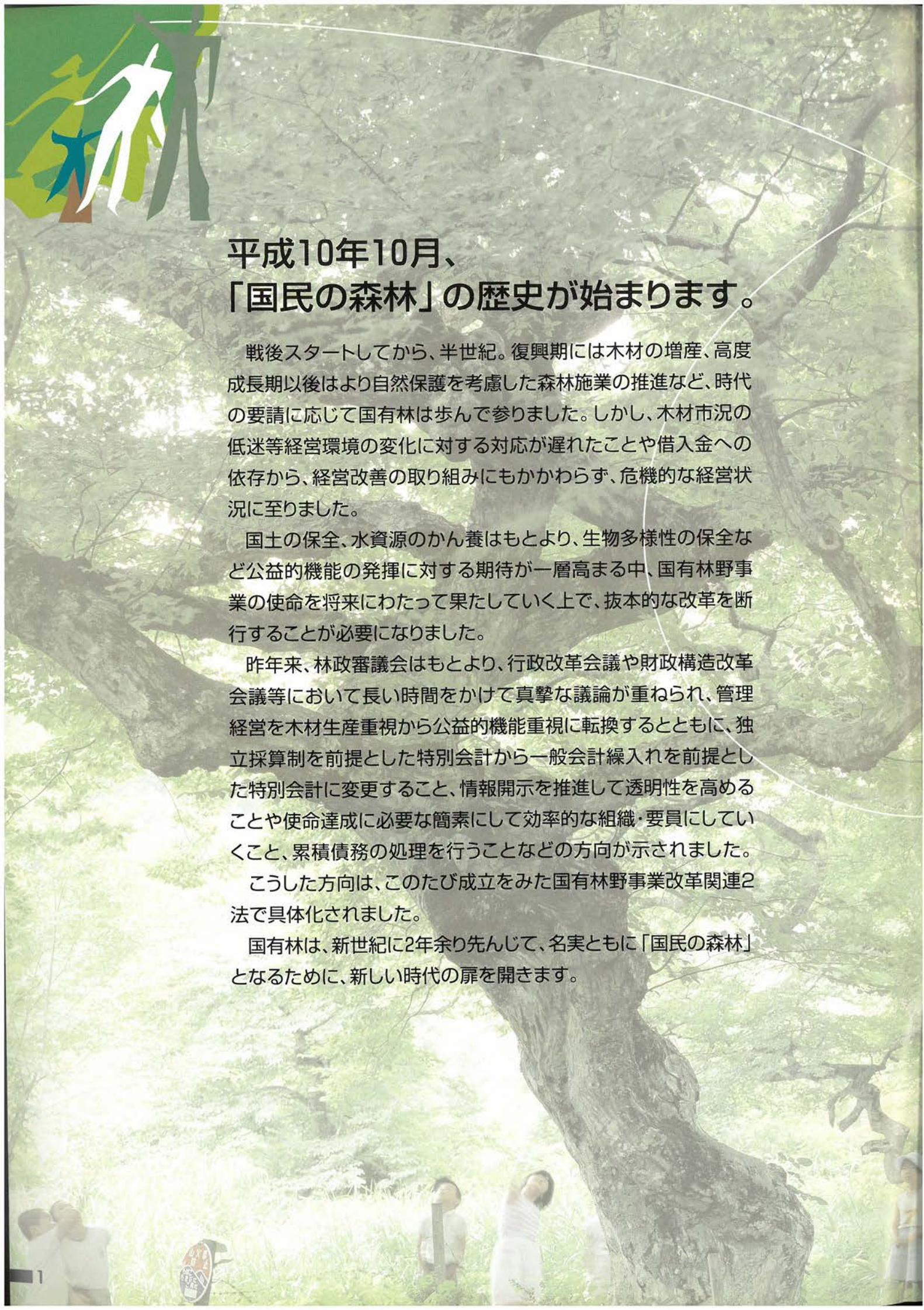


「国民の森林」にふさわしい
管理経営を進めてまいります。

始まります! 「国有林の新世紀」



林野庁



平成10年10月、 「国民の森林」の歴史が始まります。

戦後スタートしてから、半世紀。復興期には木材の増産、高度成長期以後はより自然保護を考慮した森林施業の推進など、時代の要請に応じて国有林は歩んで参りました。しかし、木材市況の低迷等経営環境の変化に対する対応が遅れたことや借入金への依存から、経営改善の取り組みにもかかわらず、危機的な経営状況に至りました。

国土の保全、水資源のかん養はもとより、生物多様性の保全など公益的機能の発揮に対する期待が一層高まる中、国有林野事業の使命を将来にわたって果たしていく上で、抜本的な改革を断行することが必要になりました。

昨年来、林政審議会はもとより、行政改革会議や財政構造改革会議等において長い時間をかけて真摯な議論が重ねられ、管理経営を木材生産重視から公益的機能重視に転換するとともに、独立採算制を前提とした特別会計から一般会計繰入れを前提とした特別会計に変更すること、情報開示を推進して透明性を高めることや使命達成に必要な簡素にして効率的な組織・要員についてこと、累積債務の処理を行うことなどの方向が示されました。

こうした方向は、このたび成立をみた国有林野事業改革関連2法で具体化されました。

国有林は、新世紀に2年余り先んじて、名実ともに「国民の森林」となるために、新しい時代の扉を開きます。

国有林野事業の抜本的改革について

昨年の林政審議会答申や財政構造改革会議の決定等を経て方向づけられた国有林の抜本的改革は、このたび成立をみた国有林野事業改革関連2法により、本格的にスタートしました。国有林は、その管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換するなど、今まさに、新しい時代の扉を開いたところです。

国民共通の財産である国有林を「国民の森林」として将来の世代に健全な形で引き継ぐために、労使の対話を深め、また、職員一人ひとりの取組を助長しながら関係省庁との緊密な連携の下で、抜本的改革を積極的に推進してまいる所存であります。

広く、国民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第です。

林野庁長官 山本 徹



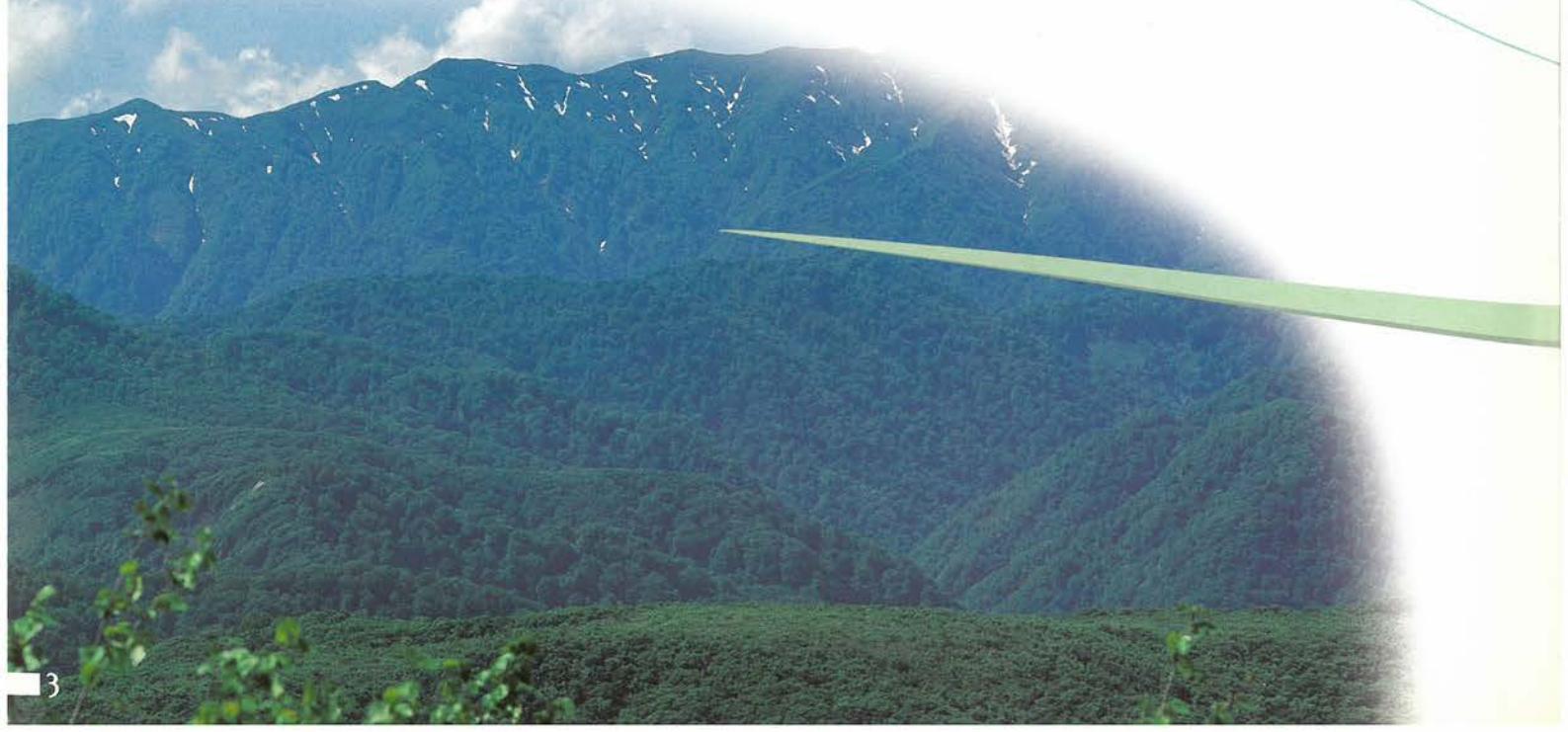
「国民の森林」の管理経営の基本は 公益的機能の発揮です。

我が国の森林の約3割を占める国有林は、急峻な脊梁山地や重要な水源地域に多く分布し、また、世界遺産として登録された屋久島と白神山地をはじめ、原生的な天然林を多く、かつ広域にわたって有しています。豊かな野生動植物種の生息地として重要な森林も少なくありません。

今回の抜本的改革では、こうした国有林の特性を活かして、国有林を「国民の」共通財産として、「国民の参加により」かつ「国民のために」管理経営していくことを基本にしています。

このため、国有林の管理経営の基本を公益的機能の発揮に置き、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の確保を第一とする公益林（「水土保全林」と「森林と人との共生林」）を8割まで拡充するとともに、その適正な管理に必要な経費について一般会計から繰り入れる措置を講ずること等により森林の整備を進めます。

「水土保全林」では、土砂崩壊の防止や水源の確保など安全で安心な国民生活の維持を、また、「森林と人との共生林」では、優れた自然環境の保全や余暇活動への利用など健康や文化、教育的な利用の促進を目指した管理経営を行います。多様な生物の遺伝資源の保全や貴重な植物群落の保護等のため、保護林を拡充するとともに、野生動物の移動径路を確保し、保護林を有機的に結びつける「緑の回廊（コリドー）」の設定を進めます。

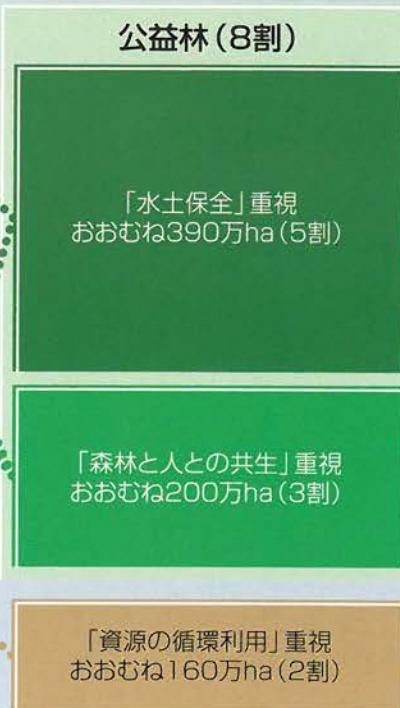


国有林の新たな森林整備の方向（公益林を充実）

(現行の国有林の機能類型)



(新たな森林整備の推進方向)



(森林整備の考え方)

国土の保全、水資源のかん養機能の高度発揮のため、複層林施業、長伐期施業等を推進

森林生態系の保全や森林空間利用を重視した、森林施業を推進

公益的機能の発揮に配慮しつつ、効率的な木材生産を推進

公益林の適切な管理等のための経費を一般会計から繰り入れることを前提とした特別会計制度に移行します。

■公益林管理費

公益的機能の発揮を重視する公益林の保全管理、森林計画の策定等に係る人事務費について、一般会計から繰り入れます。

■一般行政的経費

保安林の保全管理、指定・解除等に要する経費について、一般会計から繰り入れます。

森林の保全管理に関する業務や行政的な業務に移行していきます。

■業務内容の変化を踏まえ、ブロックや流域ごとの組織等に見直します。

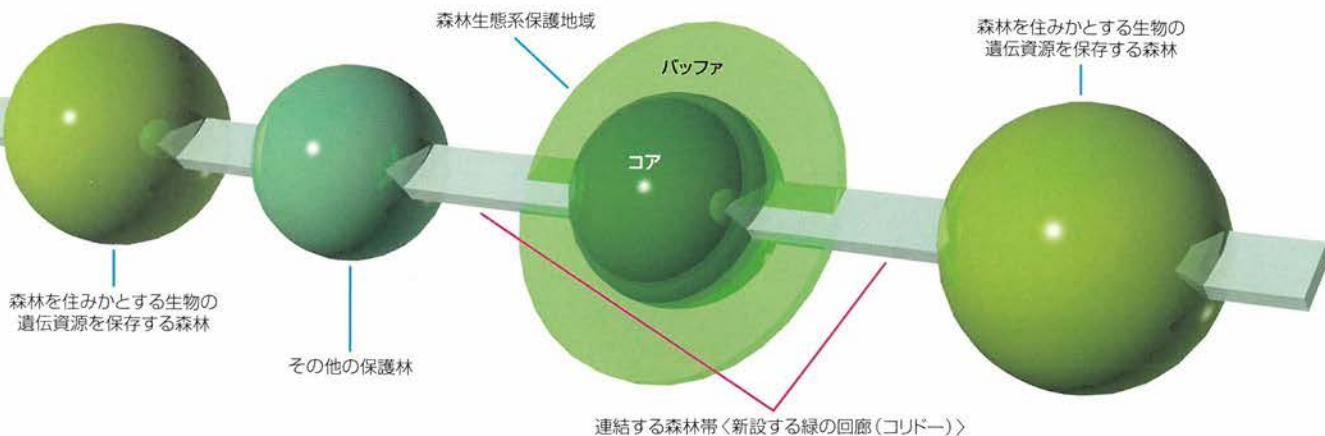
林野庁(国有林部局) 2部 → 1部

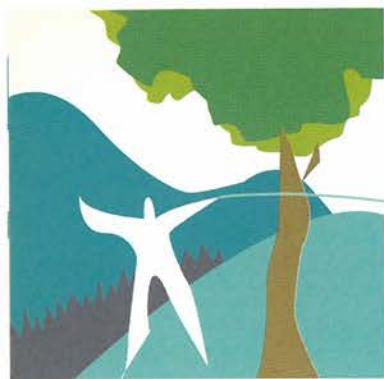
14営林(支)局 → 7森林管理局

229営林署 → 98森林管理署

■業務内容の変化と民間で実行可能なものは民間事業体に委託していくことを踏まえて、職員数の適正化を進めます。

緑の回廊(コリドー)のイメージ





広く意見を聞き、 開かれた「国民の森林」をめざします。

国有林野事業の抜本的改革に当たっては、管理経営に関する情報を積極的に開示するとともに、国や地域の段階で、あらかじめ国民の皆さまの意見を聞いて計画を定め、公表することにより、開かれた「国民の森林」をめざします。

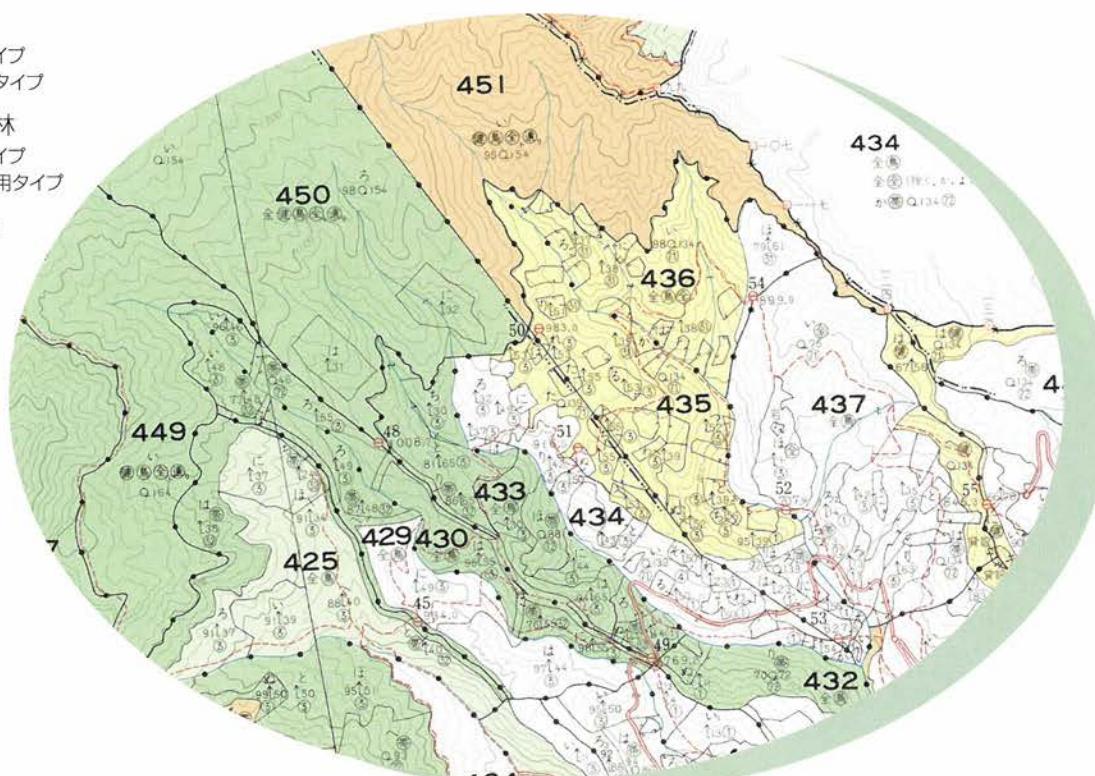
すなわち、国のレベルでは、国有林の管理経営に関する基本的な事項を定める「管理経営基本計画」の案を公表し、皆さまの意見を聞いた上で、林政審議会に諮りとりまとめます。

さらに、森林管理局長が流域管理システムの推進の観点を踏まえ、流域ごとに管理経営の方針を定める「地域管理経営計画」についても、国有林野の箇所別の伐採・造林等の取り扱いを定める「国有林野施業実施計画」と一体として案を縦覧に付したのち、関係する都道府県知事、市町村長等に意見を聞いてとりまとめることにしています。

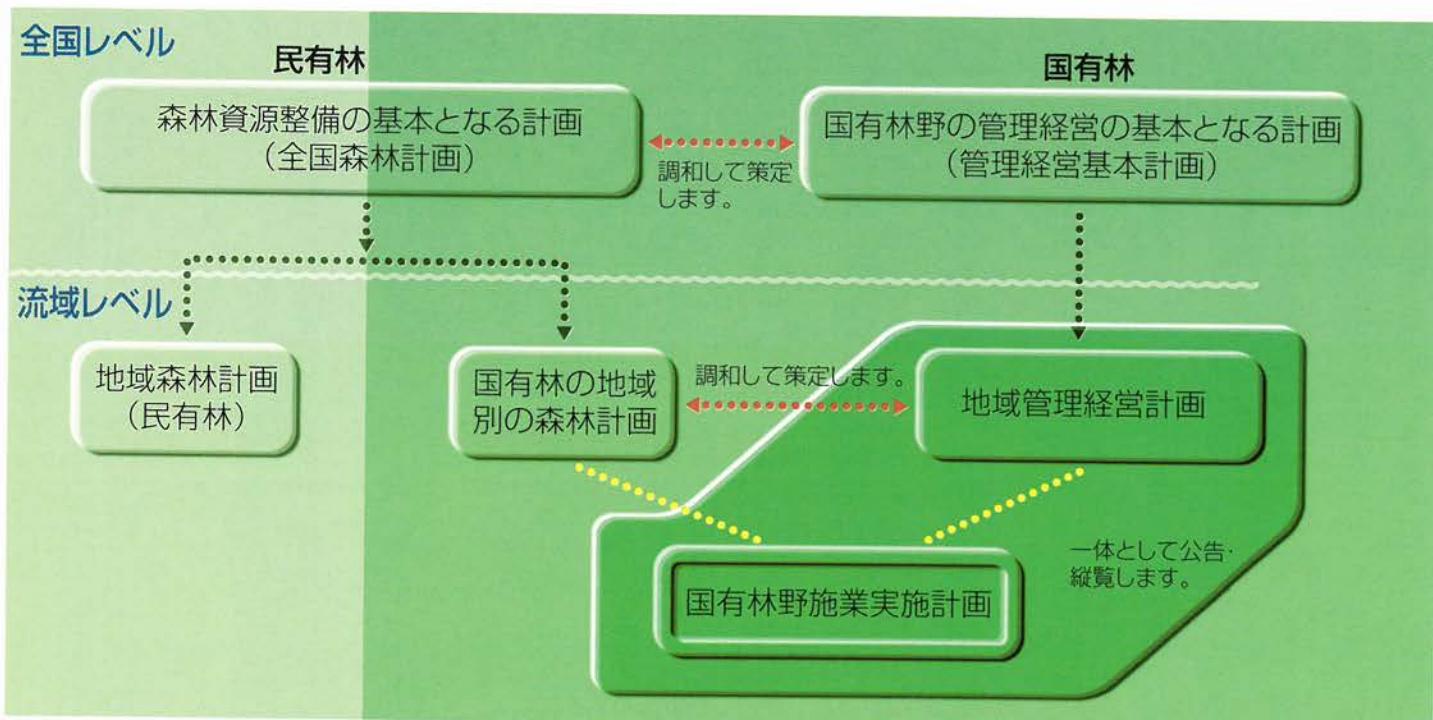
また、毎年度、累積債務の処理の状況を国会に報告することとしているほか、管理経営の実施状況についても公表します。保護林のあり方やその保全管理については、NGOにも検討に参加していただきます。

こうした様々な取り組みにより、国民の皆さまの参加の下で適切な管理経営を進めてまいります。

- 水土保全林
 - 国土保全タイプ
 - 水源かん養タイプ
- 森林と人との共生林
 - 自然維持タイプ
 - 森林空間利用タイプ
- 資源の循環利用林



新たな国有林の計画体系



計画策定のながれ

公告

計画を縦覧することについて、林野庁、全国の支分部局への掲示板等によりお知らせします。



縦覧

縦覧の期間は30日間です。
林野庁、全国の支分部局で縦覧できます。

意見書の提出

意見書は文書とし、住所、氏名を記入して提出してください。
公表はいたしません。



林政審議会

全国レベルの計画は、林政審議会、地域レベルの計画は関係都道府県知事、市町村長及び有職者の方々にご意見をいただきます。

公表

計画に即した管理経営を行います。
なお、管理経営の実施状況も毎年度公表します。

皆さまからいただいた意見の概要及び、その処理の考え方を審議の場で示します。なお、どなたかの意見かは明らかにいたしません。



伐採・造林等の事業の実施は民間に ゆだねるとともに、 簡素で効率的な実施体制にします。

今後の管理経営の基本を公益的機能の発揮に転換することとしていますが、木材の安定的な供給もなお国有林の大変な使命の一つです。公益的機能の発揮や木材の安定的な供給、地域振興への寄与など、良好なサービスを効率的に提供していきたいと考えています。

この場合、国の行政改革の考え方沿って、民間にゆだねることが可能な仕事はできる限り民間にゆだねていくことや、国の仕事の簡素化に努めていくことが重要です。

このため、今後は、国が行う業務は、森林の保全管理、森林計画、治山等の業務に限定し、伐採、造林等の事業の実施行為は、民間事業体に委託します。つまり、民間で実行可能なものは、国の職員が行うのではなく、地元の皆さんにお願いしていく、ということです。また、事務のOA化、簡素化なども積極的に進めます。

管理経営の基本を公益的機能の発揮に転換することや事業の実施行行為を民間に委託することなどを踏まえて、職員数を必要かつ最小限のものにしていきます。

また、これまでの木材生産等の事業を中心とした組織（営林（支）局－営林署）も森林管理等の行政的な業務を中心とする、ブロックや流域を単位とする組織（森林管理局－森林管理署）に移行します。なお、直接森林管理に当たる森林事務所はこれまでどおり配置して、地域の皆さんの要望に応える国有林の管理等に取り組みます。



間伐材を利用した治山堰堤

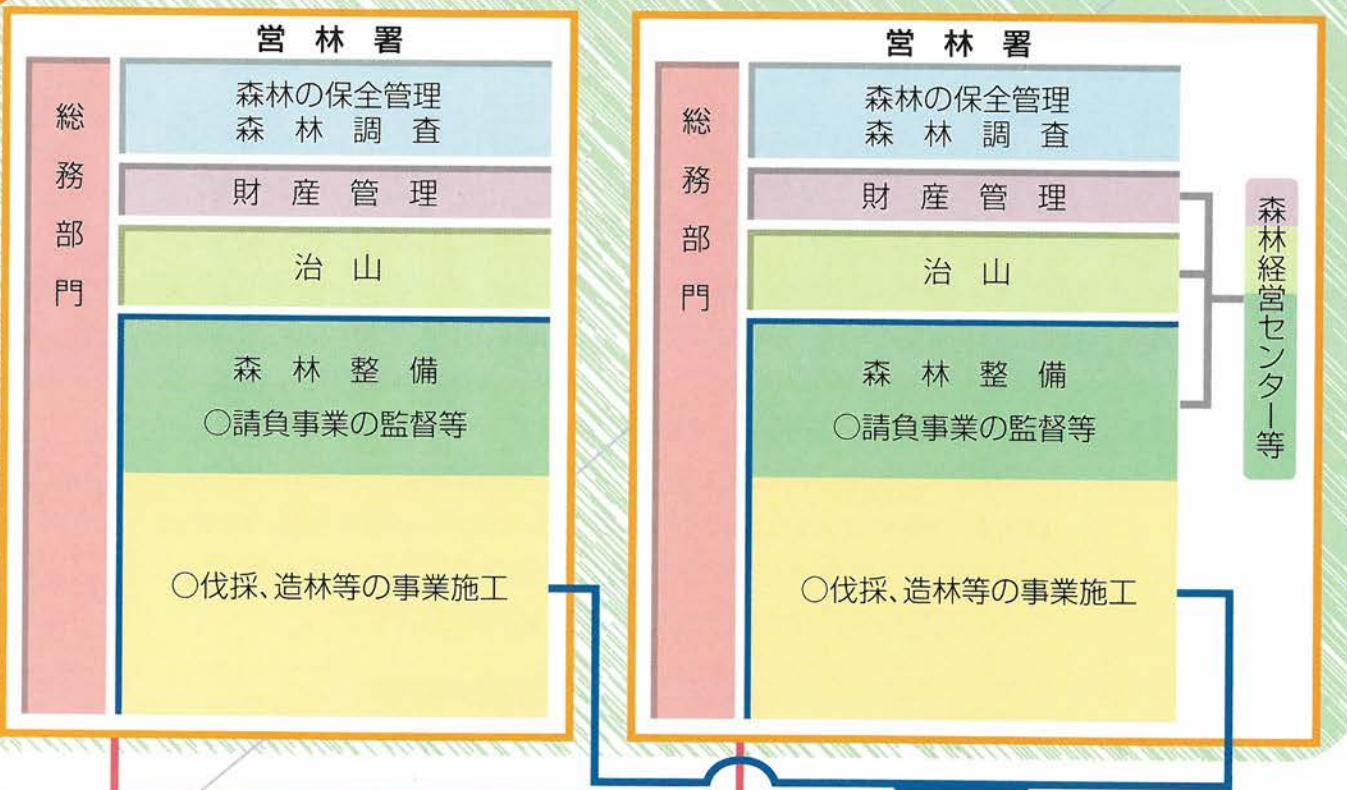


木材の生産現場（フォワーダ）

簡素な組織による管理経営

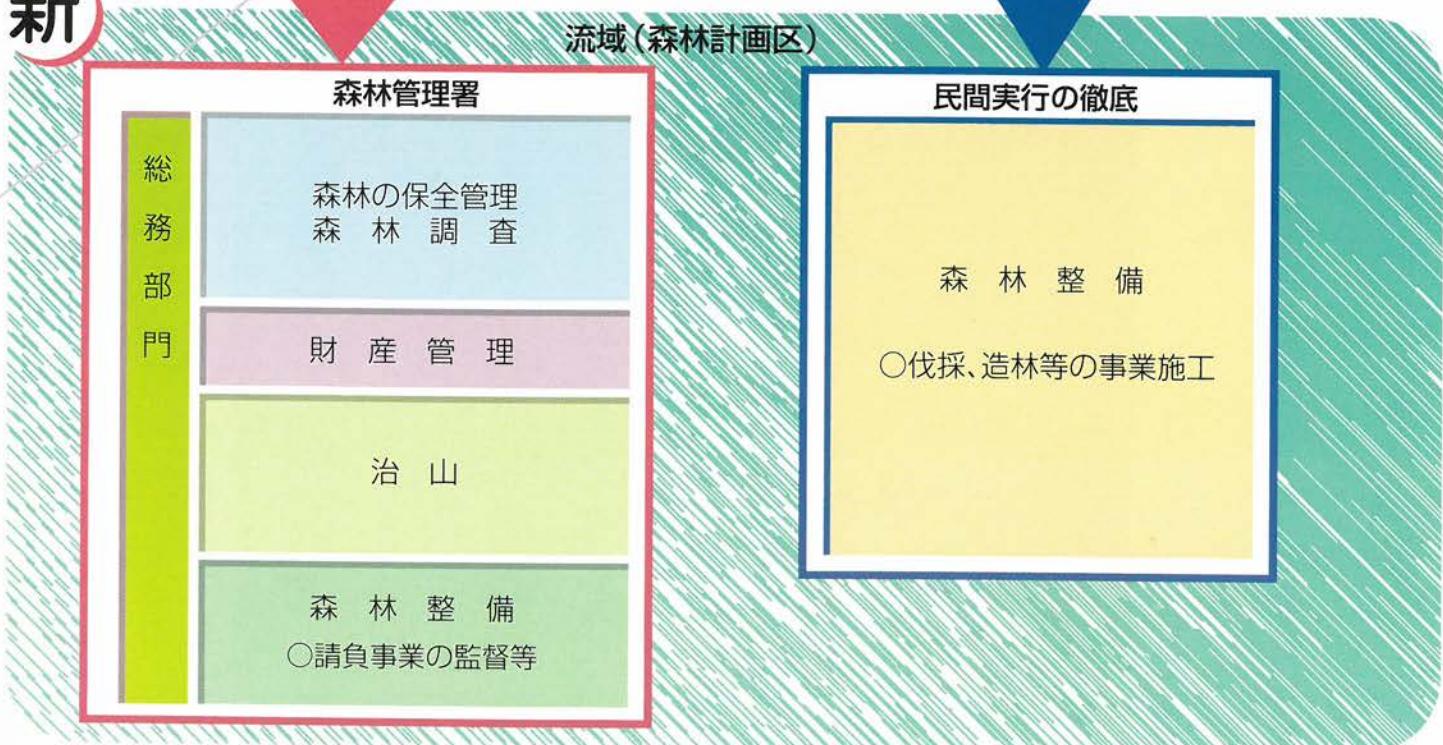
旧

流域(森林計画区)



新

流域(森林計画区)





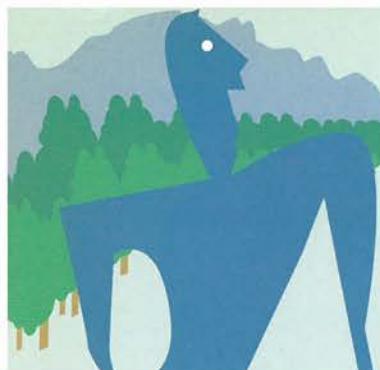
教育・文化的な利用等を推進し、 親しんでいただける「国民の森林」を めざします。

「森林の豊かさを理解したい」、「緑にふれあいたい」、「森づくりに参加したい」など様々な声にお応えして、国有林の豊かな森林を地域の皆さんやボランティア団体に活動のフィールドとして提供します。

特に、森林のレクリエーション的利用や、教育・文化的利用など森林とのふれあいを通じて豊かな生活を実現していくために、適切な森林の利用と施設の整備が行われるよう、あらかじめ利用計画を策定し、民間活力を活用しつつ施設の整備を進めます。

皆さんに親しんでいただけるよう、こうした施策を充実するとともに、農林業の構造改善や公用、公共用施設への活用、さらに木材の生産販売等の事業活動を通じて、地域における産業の振興や都市と農山村の交流の促進等地域社会の活性化に寄与してまいります。





抜本的改革は国民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら進めます。

今回の抜本的改革においては、これまでご紹介してきたことをきちんと着実に進めていくことと一体のこととして、これまで累積した3.8兆円の債務のうち、2.8兆円は一般会計に引き継ぎ、さらに、国有林野事業が負担する1兆円の債務については、一般会計で利子補給してその累増を防止するとともに、今後50年間で元本を返済していくことになりました。

この1兆円の元本は、戦後造成してきた人工林と不要になった土地等から得られる収益を充てて確実に返済してまいります。

こうした債務処理と併せて、職員数の適正化や組織の再編・合理化を集中的に行うなど、平成15年度までを集中改革期

間として必要な施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

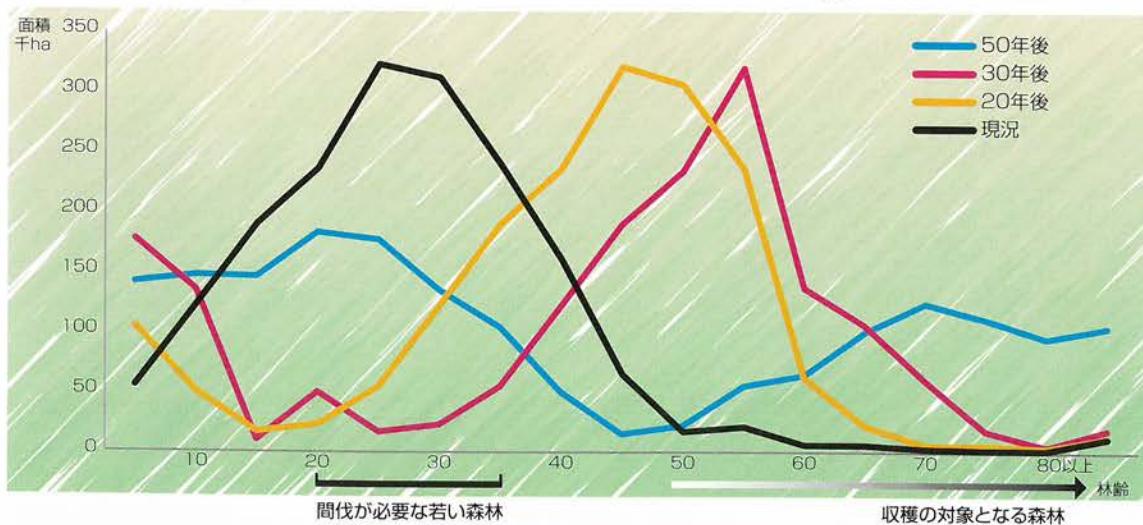
この場合、一般会計で引き継いでいた2.8兆円の債務の返済は、長期的には国民の皆さんに負担をお願いすることになること、従って説明責任を果たすことが必要なこと、また、もとより国の事業に関する必要な情報を開示し、適正な管理経営を行うべきことから、計画の案の縦覧や実施状況の公表、累積債務の処理の状況の国会報告などを通じて、開かれた「国民の森林」をめざしてまいります。

こうした取り組みにより、国民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、新しい「国民の森林」の歴史を作つてまいります。

累積債務(3.8兆円)の処理の仕組み



国有林の人工林の林齢構成の推移(試算)





お問い合わせは下記まで
林野庁経営企画課
〒100-8952
東京都千代田区霞が関1-2-1
Tel. 03(3502)8111(代)